

静岡県後期高齢者医療制度の保険料率が改定されました。

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

この保険料率は都道府県ごとに決定し、2 年ごとに見直されます。令和2・3年度の新保険料率は、医療費の増加などを考慮して、次のとおり改定されました。

▼所得割の保険料率と均等割額の新旧比較

区分	平成 30・31 年度	令和 2・3 年度
所得割率	7.85%	8.07%
均等割額	39,500 円	42,100 円

▼均等割保険料の軽減対象が拡大されました。

均等割保険料の 5 割軽減・2 割軽減について、低所得者層の負担軽減を図るため、軽減対象が拡大となり軽減判定所得基準額が引き上げられました。

均等割保険料の軽減対象所得基準額(世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計)

区分	旧(平成31年度)	新(令和2年度～)
5割軽減	33万円＋ <u>28万円</u> ×被保険者数	33万円＋ <u>28万5千円</u> ×被保険者数
2割軽減	33万円＋ <u>51万円</u> ×被保険者数	33万円＋ <u>52万円</u> ×被保険者数

▼賦課限度額が引き上げられました。

中間所得者層の負担軽減を図るために賦課限度額が引き上げられました。

区分	旧(平成31年度)	新(令和2年度～)
賦課限度額	62万円	64万円

▼収入別保険料モデルケース(単身世帯で、年金収入のみの場合)(年額)

年金収入額	平成31年度保険料 (適用される軽減)	令和2年度保険料 (適用される軽減)	上昇額	令和3年度保険料 (適用される軽減)	上昇額
現役並み所得者 (383 万円)	210, 500円	217, 000円	6,500 円	21, 700円	6,500 円
月額 18 万円年金のみ (年金収入 216 万円)	81, 700円 (均等割 2 割軽減)	84, 500円 (均等割 2 割軽減)	2,800 円	84, 500円 (均等割 2 割軽減)	2,800 円
厚生年金受給者 標準的な年金額 (年金収入 188 万円)	47, 600円 (均等割 5 割軽減)	49, 200円 (均等割 5 割軽減)	1,600 円	49, 200円 (均等割 5 割軽減)	1,600 円
月額 14 万円の年金のみ (年金収入 168 万円)	17, 800円 (均等割 8.5 割軽減)	21, 500円 (均等割 7.75 割軽減)	3,700 円	24, 700円 (均等割 7 割軽減)	6,900 円
基礎年金受給者 (78 万円以下)	8, 000円 (均等割 8 割軽減)	12, 600円 (均等割 7 割軽減)	4,600 円	12, 600円 (均等割 7 割軽減)	4,600 円
1 人当たり平均保険料	66, 144円	70, 443円		4,299 円	

※1人当たり平均保険料額は、令和元年度は実績値平均、令和2・3年度は試算値。

▼保険料のお知らせについて

※ 令和2年度の保険料額は、平成31年中の所得に基づいて8月1日に決定され、8月中旬に郵送で通知されます。

年金から保険料を直接天引きされることを「特別徴収」といい、納付書または口座振替により納付する方法を「普通徴収」といいます。

「特別徴収」は、年間6回の年金支給時に行われますが、このうち、4月・6月・8月の各年金支給日に天引きされる保険料は、平成30年中の所得に基づいた仮徴収額です。

なお、10月・12月・2月に天引きされる保険料の額は、平成31年度の保険料額から仮徴収額を差引いた金額になります。

「普通徴収」は、8月末日から翌年3月末日までの各月末(合計8回)が納期限となります。

現在「特別徴収」の方で、「普通徴収」への変更を希望される場合は、役場での手続きが必要です。

その他ご不明な点がございましたら、遠慮なくお問い合わせください。